

石川県公報

平成 24 年 12 月 7 日

第 1 2 5 5 1 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示	
一般競争入札の落札者等	(管 財 課) 1
県道の区域の変更	(道路整備課) 1
県道の供用の開始	(同) 2
都市計画の変更	(都市計画課) 2
公 告	
政府調達に関する協定に係る入札公告	(管 財 課) 3
特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(県民交流課) 4
選挙管理委員会	
県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	5
県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	5
県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	5
県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	6
監 査 委 員	
定期監査結果公表	6
財政的援助団体等監査結果公表	7

告 示

石川県告示第546号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成 24 年 12 月 7 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
パーソナルコンピュータ 50台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
平成 24 年 11 月 19 日
- 落札者の名称及び所在地
リコージャパン株式会社
東京都中央区銀座七丁目 16 番 12 号
- 落札金額
2,415,000 円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成 24 年 10 月 9 日

石川県告示第547号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、平成 24 年 12 月 7 日から同月 21 日まで縦覧に供する。

平成24年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)		
珠洲里線	輪島市浜田町ツ91番地先から 輪島市浜田町ヨ34番乙地先まで	旧	4.91～26.91	80.1	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	14.66～32.40	80.1	
	輪島市浜田町子18番甲地先から 輪島市浜田町子18番甲地先まで	旧	5.04～6.54	58.4	
		新	5.61～12.89	58.4	
	輪島市里町口2番1地先から 輪島市里町壱字4番地先まで	旧	5.42～18.34	44.9	
		新	6.55～24.10	44.9	
柳田里線	輪島市里町参五字32番1地先から 輪島市里町壱八字85番1地先まで	旧	6.93～11.15	80.9	"
		新	8.16～16.70	80.9	
能都内浦線	鳳珠郡能登町字布浦ク字49番1地先から 鳳珠郡能登町字布浦ク字14番地先まで	旧	7.10～17.80	319.0	"
		新	8.93～31.24	319.0	

石川県告示第548号

次のとおり県道の供用を開始したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成24年12月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成24年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
珠洲里線	輪島市浜田町ツ91番地先から 輪島市浜田町ヨ34番乙地先まで	平成24年12月7日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	輪島市浜田町子18番甲地先から 輪島市浜田町子18番甲地先まで		
	輪島市里町口2番1地先から 輪島市里町壱字4番地先まで		
	輪島市里町イ38番1地先から 輪島市里町イ38番1地先まで		
	輪島市里町参五字32番1地先から 輪島市里町壱八字85番1地先まで		
柳田里線	輪島市里町参五字32番1地先から 輪島市里町壱八字85番1地先まで	"	"
能都内浦線	鳳珠郡能登町字布浦ク字49番1地先から 鳳珠郡能登町字布浦ク字14番地先まで	"	"

石川県告示第549号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成24年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	都 市 計 画 を 変 更 し た 土 地 の 区 域	縦 覧 場 所
輪島都市計画道路 (3・5・7号釜屋谷塚田線)	輪島市河井町2部、河井町3部、河井町24部及び新橋通7字の各一部	石川県土木部都市計画課及び輪島市建設部都市整備課

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成24年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

ア ポケット線量計ほか3件 仕様書のとおり

イ 防護マスクほか1件 仕様書のとおり

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年3月29日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

(1)の購入件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成24年石川県告示第172号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成25年1月4日（金）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076 - 225 - 1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成25年 1月17日 (木) 午前11時 (郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

1 (1)ア 平成25年 1月17日 (木) 午後 1 時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

1 (1)イ 平成25年 1月17日 (木) 午後 2 時00分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則 (昭和38年石川県規則第67号) 第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Pocket Dosimeter and other 3 kinds

Protective Mask and other 1 kind

(2) Delivery date

By 29 March 2013

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 17 January 2013

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920 - 8580 Japan TEL (076) 225 - 1262

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第25条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成24年12月 7 日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年11月20日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 北陸画像診断支援センター

3 代表者の氏名

松井 修

4 主たる事務所の所在地

金沢市石引 2 丁目 3 番 2 号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と地域で従事する医師に対して、遠隔による画像診断の支援や活用、画像診断の品質管理に関する事業を行い、地域医療の質の向上に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年12月7日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,886人

石川県選挙管理委員会告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年12月7日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,045人

石川県選挙管理委員会告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年12月7日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	121,252人
七 尾 市 選 挙 区	16,119人
小 松 市 選 挙 区	29,020人
輪 島 市 選 挙 区	8,728人
珠 洲 市 選 挙 区	4,879人
加 賀 市 選 挙 区	19,894人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,607人
か ほ く 市 選 挙 区	9,357人
白 山 市 選 挙 区	30,153人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,367人
野 々 市 市 選 挙 区	12,853人
河 北 郡 選 挙 区	16,977人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,517人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,325人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,714人

石川県選挙管理委員会告示第91号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年12月7日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,045人

監 査 委 員

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成24年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年12月7日

石川県監査委員 山 田 省 悟
 同 盛 本 芳 久
 同 安 田 慎 一
 同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監 査 年 月 日	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
小 松 警 察 署	平成24年11月2日	平成24年8月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
小 松 明 峰 高 等 学 校	〃	〃	〃
小 松 産 業 技 術 専 門 校	〃	〃	〃
大 聖 寺 警 察 署	〃	〃	〃
加 賀 高 等 学 校	〃	〃	〃
九 谷 焼 技 術 研 修 所 九谷焼技術者自立支援工房	〃	〃	〃
中 能 登 教 育 事 務 所	平成24年11月13日	〃	〃
七 尾 警 察 署	〃	〃	公用車の交通事故が発生しています。交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。
七 尾 産 業 技 術 専 門 校	〃	〃	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
能 登 産 業 技 術 専 門 校	〃	〃	〃
羽 松 高 等 学 校	〃	〃	〃
金 沢 西 警 察 署	〃	〃	〃
金 沢 中 警 察 署	〃	〃	〃
金 沢 桜 丘 高 等 学 校	〃	〃	〃
小 松 教 育 事 務 所	平成24年11月20日	〃	〃
小 松 北 高 等 学 校	〃	〃	〃
金 沢 東 警 察 署	〃	〃	〃
小 松 商 業 高 等 学 校	平成24年11月28日	〃	〃
小 松 工 業 高 等 学 校	〃	〃	〃
寺 井 警 察 署	〃	〃	〃
野 々 市 明 倫 高 等 学 校	〃	〃	〃

寺井高等学校	平成24年11月29日	〃	〃
白山警察署	〃	〃	〃
松任高等学校	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成23年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年12月7日

石川県監査委員 山 田 省 悟
同 盛 本 芳 久
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
いしかわ農地・水・環境協議会	平成24年11月2日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
財団法人石川県県民ボランティアセンター	平成24年11月20日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
学 校 法 人 徳 野 学 園	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公 益 財 団 法 人 北陸先端科学技術大学院大学支援財団	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
学 校 法 人 稲 置 学 園	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
財団法人能登半島地震復興基金	平成24年11月29日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

